

## 麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正 学校において求められる対応について

### ○ 第3期及び第4期の定期接種の時限措置の終了と今後の新たな対策

5年間の時限措置の実施により、10代の年齢層に2回目の接種機会が与えられ、多くの者が接種を受けた。その結果、当該年齢層の麻しん発生数の大幅な減少と大規模な集団発生の消失、抗体保有率の上昇を認めたことから、時限措置を行った当初の目的はほぼ達成することができたと考えられる。

一定程度の未接種者の存在が課題として残るが、時限措置を延長することで得られる効果が限定的と予想されることや、海外からの麻しんの輸入例が中心となりつつある現状及び特定の年齢層に限らず全ての年齢層に感受性者が薄く広く存在することが示唆されている現状等を踏まえ、時限措置は当初の予定どおり平成24年度をもって終了し、今後は、麻しん患者が一例でも発生した場合に、積極的疫学調査の実施や、周囲の感受性者に対して予防接種を推奨することも含めた対応を強化することが必要である。

### ○ 就学時健康診断における予防接種歴の確認及び接種勧奨

学校保健安全法第十一条に規定する健康診断（就学時健診）の機会を利用し、定期の予防接種の対象者のり患歴及び予防接種歴を、原則として母子健康手帳や予防接種済証をもって確認し、未り患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回接種していない者に接種勧奨を行う。また、当該接種勧奨後に、定期の予防接種を受けたかどうかの確認を行い、必要があれば、再度の接種勧奨を行う。

### ○ 児童生徒の健康診断における予防接種歴の確認及び接種の推奨

学校保健安全法第十三条に規定する児童生徒等の健康診断等の機会を利用して、学校の児童生徒等のり患歴及び予防接種歴の確認並びに未り患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回接種していない者に対する予防接種を推奨する。

### ○ 職員の健康診断における予防接種歴の確認及び接種の推奨

学校の職員等は、幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんにり患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が麻しんを発症すると、多数の者に感染を引き起こしてしまう可能性が高い。

そのため、学校保健安全法第十五条に規定する職員の健康診断等の機会を利用して、職員のり患歴及び予防接種歴の確認並びに未り患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回接種していない者に対する予防接種を推奨する。

○ **医療・福祉・教育に係る大学及び専修学校の学生及び生徒に対する対応**

医療・福祉・教育に係る大学及び専修学校の学生及び生徒に対し麻しんにり患すると重症化しやすい者と接する可能性がある実習があることを説明し、当該学生及び生徒のり患歴及び予防接種歴の確認並びに未り患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回接種していない者に対する予防接種を推奨する。

○ **外国へ修学旅行する際の対応**

学校で外国へ修学旅行する際に、麻しんの疾病としての特性や麻しんの予防接種についての情報提供を行う。

○ **麻しん対策の会議への協力**

麻しん対策の会議が定期の予防接種の実施状況を評価するため、学校が把握する幼児及び児童の定期の予防接種の接種率に関する情報を麻しん対策の会議に提供しよう協力を依頼する。

○ **臨時休業に関する情報提供**

学校保健安全法第二十条に基づく学校の臨時休業が行われた際には、保健所と連絡し、情報提供を行う。